

那賀町橋梁塗膜除去検討委託業務 特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、那賀町が実施する「橋梁塗膜除去検討委託業務」（以下「本業務」と言う）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、那賀町が管理する橋梁のうち、塗膜からP C B成分が検出された橋梁の塗膜除去工事のための補修設計を実施するものである。

第3条 対象橋梁

本業務の対象となる橋梁は、「白石橋」「川口橋」の2橋とする。なお、橋梁の諸元・点検結果等の詳細については別添のとおりとする。

第4条 業務内容

1. 設計計画

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行うこと。

2. 損耗箇所の確認調査

既設橋梁の補修設計に先立ち橋梁各部の形状寸法や損傷状況を確認するとともに、必要となる調査を実施すること。

（1）現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項

（2）形状寸法測定

補修設計に必要な形状寸法については既存図書が無い、若しくは既存図書で不明な箇所がある場合には、計測可能な箇所の形状寸法を測定・確認すること。

（3）報告書作成

調査業務の成果品として、現地調査、損傷状況などを報告書として取りまとめること。

3. 補修（補強）等詳細設計

（1）対策工法の検討

劣化原因、健全度から補修の要否を判定し、対策が必要な場合は損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。工法選定にあたっては、構造特性、施工性、経済性、維持管理との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて比較一覧表を作成し、最適な対策工法を選定すること。

また、NETIS等に掲載されている新技術の活用について、積極的に検討を行うこと。

(2) 設計計算

補強工において応力計算が必要となる部材等に対して、必要な設計計算を行うこと。

(3) 設計図作成

補修(補強)工事の発注積算に必要な設計図面を作成すること。

(4) 数量計算

数量算出要領に従い各工種ごとに数量計算を行うこと。

(5) 照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行うこと。

(6) 報告書作成

設計業務の成果品として、成果概要書等の取りまとめを行うこと。

(7) 本業務においては、下記の補修等詳細設計を予定している。

・鋼橋塗装設計

既設鋼橋の再塗装詳細設計を行う。なお、現地条件、LCC等を考慮し、最適な防食工法を提案するとともに、確実にP C B含有塗膜の除去ができるよう工法等の検討を行うこと。

4. 施工計画

施工計画として、橋梁毎に現地の状況、交通、支障物件等を踏まえた工程計画、施工要領、足場等、施工計画図の作成を行うものとする。なお、施工時における河川占用等の協議資料を作成すること。

5. 関係機関協議

調査設計に必要な関係機関との協議および諸手続き、資料収集および協議資料の作成を行う。

7. 打合せ協議

打合せ協議は3回以上とし、業務着手時と成果納品時には管理技術者が立ち会うものとする。打合せ結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

① 本業務では業務着手時1回、中間打合せ1回、成果納品時1回を予定している。

② 中間打合せは必要に応じ適宜増減することができる。

第5条 直接経費

1. 安全費

安全管理を目的とし、現地調査にあたり常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努めること。なお、橋梁点検車使用時の交通規制を考慮して交通整理員は設計書記載の数量を見込んでいる。

2. 点検車等運転経費

詳細調査（形状寸法測定等）を行うにあたり、足場が必要となる場合は橋梁点検車の

使用を基本とする。現地踏査の結果、橋梁点検車の使用が適しておらず、他の方法が望ましい場合は、協議の上、変更の対象とする。

第6条 管理技術者

1. 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - ①技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
 - ②R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ①上記の資格と同等の能力を有すると那賀町が認めた者
2. 管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を受けるものとする。

第7条 照査技術者

1. 照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有する者であり、管理技術者を兼任することはできない。

第8条 資料の貸与

1. 発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

上記に基づき委託者の貸与する資料は下記のとおりとする。

- ① 該当する橋梁の橋梁定期点検業務委託 報告書等
- ② 橋梁台帳の写し
- ③ その他、発注者が必要と認めたもの

第9条 成果の提出

本業務において納入する成果品は、次に掲げるものとし、全て発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。なお、成果品目は下記のとおりとする。また、提出先は、那賀町建設課とする。

- ① 設計報告書 1部（A4版チューブファイル綴じ）
- ② 各種電子データ（CD-RもしくはDVD-R）2部（それぞれの報告書に添付）
- ③ 図面、数量計算書等のPDFデータ（②メディアに保存のこと）
- ④ その他必要と認められた資料 1式

第10条 その他

1. 補修設計の検討が不要で、軽微な部材で部分的な交換が必要な場合は、発注者と協議の上、必要数量を報告すること。

2. 本業務に関する事項については、機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり利用してはならない。
3. 管理技術者は、本提案書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して定めるものとする。